

鹿住建第 建-6号
平成29年1月4日

昇降機等検査事業者各位

公益財団法人
鹿児島県住宅・建築総合センター
理事長 西園 幸弘



昇降機等定期検査報告における「定期検査報告済証」の発行について(ご連絡)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昇降機等定期検査報告業務につきましては、日頃よりご尽力ご協力を賜り誠にありがとうございます。
ます。

さて、現在定期検査報告書を提出して頂いた物件については検査結果に拘わらず「定期検査報告済証」を発行しております。この「定期検査報告済証」は利用者の方に「安全」「安心」を提供するためエレベーターのかご内、エスカレーターや遊戯施設の見やすい位置に掲示されています。

しかしながら近年、昇降機等事故が多発し、その度に建築基準法が改正されているところです。

また、「昇降機遊戯施設定期検査業務基準書(平成24年改正告示対応版)」（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター発行）では、「定期検査報告済証」は安全である「信頼」の指標として活用されていることから、安全でないものには掲示しないこととされているところです。

これを受け全国の定期検査報告取扱団体においても、検査結果に「要是正」の判定のあるものについては是正が完了するまで「定期検査報告済証」を発行していない団体が多数となっております。

このような状況から、この度公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターも同様の取り扱いをすることになりました。つきましては、「定期検査報告済証」の取り扱いを下記のとおり変更させていただきますので、昇降機等検査事業者さまにはご了承のうえご協力方、なにとぞよろしくお願いいたします。

記

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取扱開始日 | 定期検査報告書受付日が平成29年4月1日より |
| (2) 済証を発行しないもの | 検査結果表に1項目以上「要是正」の判定のあるもの（既存不適格は除く） |
| (3) 済証発行時期 | 是正工事を実施後、「昇降機等整備工事完了に基づく済証発行申請書」(様式-1)が提出され次第発行 |
| (4) 定期検査報告書(正) | 「要是正」の判定に拘わらずそのまま、特定行政庁に提出(現行どおり) |

※ 定期検査報告書提出の際には、「要是正（既存不適格は除く）項目あり昇降機等一覧表」（様式-2）を併せて提出して頂きますようお願いいたします

以上



(担当：企画部建設課 昇降機等定期検査報告担当 電話：099-224-4599)

昇降機・遊戯施設定期報告済証に係る

「定期検査報告済証」の 発行について

表記につきましては、平成29年1月4日付け鹿住建第 建-6 号で既にご連絡しておりますが、平成29年4月1日受付より、検査結果表に1項目以上「要是正」の判定があるもの（既存不適格は除く）については、「定期検査報告済証」の発行は保留となります。

改修工事完了後「昇降機等整備工事完了に基づく済証発行申請書」が提出され、確認した後に「定期検査報告済証」を発行いたします。

 検査年月日 設置場所 建物名称 機種 用途 第 号機 発行 (公財)鹿児島県住宅・建築総合センター	 定期検査報告済証 報告先 有効期限 昇降機等検査員 第 号 氏名 印 No.
--	--

皆様のご理解・ご協力の程
よろしくお願いいたします

公益財団法人
鹿児島県住宅・建築総合センター
企画部 建設課(昇降機等定期報告担当)
電話 099-224-4599



ほく、タデモンだよ